

## 地域再生法の一部改正に伴う関係政令の整備に関する政令について

### (1) 地域再生法施行令等の整理（条項ずれ等）

#### ① 地域再生法施行令及び農業委員会等に関する法律施行令

条項ずれを措置する。

#### ② 司法書士法施行令及び土地家屋調査士法施行令

官公署等の依頼を受けて公共的事業に係る不動産の登記の手續代理、調査等の業務を行う公共嘱託司法書士協会及び公共嘱託土地家屋調査士協会の事務について、改正法で新設する独立行政法人都市再生機構のコーディネート業務を対象外とし、併せて条項ずれを措置する。

### (2) 国土交通省組織令における所掌事務の規定

国土交通省総合政策局及び物流政策課の所掌事務として、住宅団地再生貨物運送共同化事業を新規に追加する。